

議第57号

子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよ
うに制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

子ども・子育て支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(京都市青少年科学センター条例の一部改正)

第1条 京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項第11号中「第6号」を「第8号」に改め、同号を同項第13
号とし、同項第5号から同項第10号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号
を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同
法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事
業所が行う団体入場の引率者

第3条第4項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次
に次の1号を加える。

(2) 幼稚園（幼稚園に相当する各種学校を含む。）が行う団体入場の引
率者

(京都市動物園条例の一部改正)

第2条 京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「第5号」を「第
6号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第4号から同項第11号までを
1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所が行う団体入園の引率者

(京都市野外活動施設花背山の家条例の一部改正)

第3条 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所

第8条第4項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「第8号」を「第9号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第4号から同項第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第5条第3号に規定する事業所が行う団体使用の引率者

(京都市学校歴史博物館条例の一部改正)

第4条 京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第12号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第4号から同項第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所が行う団体観覧の引率者

(京都市宇津峡公園条例の一部改正)

第5条 京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所が行う団体入園の引率者

(京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部改正)

第6条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所

(京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中京都市宇多野ユースホステル条例第8条の改正規定を次のように改める。

第8条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同項各号中「使用者」を「利用者」に、「の間」を「を標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める時間」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第4項中「第2項各号」を「第3項各号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「者については、」を「者の」に、「使用料を」を「利用料金の上限額は、」に改め、同項第1号中「団体使用」を「団体利用」に改め、

同項第2号中「保育所又は児童館」を「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」に、「団体使用」を「団体利用」に改め、同項第10号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第5号から同項第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「団体使用」を「団体利用」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「児童館」を「児童福祉施設」に、「使用して」を「利用して」に、「団体使用」を「団体利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所が行う団体利用に係る当該事業所の子ども及びその引率者

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い特定地域型保育（居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所が行う団体入場の引率者の入場料等を徴収しないこととする等の必要があるので提案する。